

川崎市告示第420号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の休止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和 8年 7月 15日

川崎市長 福田 紀彦

令和 7 年度 指定介護機関 (居宅介護支援) の部 休止

指定番号	休 止 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	介護保険事業者番号
川－ 6 1 6 4 1	R8.2.1	株式会社 A T 高津区千年新町 9－ 1 5 指定相談支援アットコレット鷺沼 宮前区有馬 8－ 2 8－ 2 7 1 F	1 4 7 5 5 0 2 6 8 6